

上尾市における  
メディカルケアステーション運用ポリシー

上尾市医師会

## 改定履歴

版数	発行日	改定履歴	作成	承認
第1版	2019年4月1日	初版発行	在宅医療 委員会	理事会
第1.1版	2019年11月12日	利用申し込みできる事業所に4.を追加	在宅医療 委員会	理事会

## 目次

第 1 条	目 的	4
第 2 条	法令及びガイドライン	4
第 3 条	利用申込	4
第 4 条	連携元事業所	5
第 5 条	連携元事業所の責務	5
第 6 条	患者（利用者）同意	5
第 7 条	MCS 管理者の設置	5
第 8 条	MCS 管理者の責務	6
第 9 条	スタッフ誓約書と教育	6
第 10 条	MCS 利用上の留意事項	6
第 11 条	MCS の管理 — 患者（利用者）グループ	7
第 12 条	MCS の管理 — 自由グループ	7
第 13 条	MCS の管理 — つながり	7
第 14 条	ID・パスワードの管理	8
第 15 条	IT 機器のセキュリティ対策	8
第 16 条	内容の二次利用の原則禁止	9
第 17 条	掲載内容の配慮	9
第 18 条	上尾市における MCS 施設管理者・利用者連絡網	9
第 19 条	上尾市医師会ホームページへの掲載	9
第 20 条	災害時連絡手段としての活用	10
第 21 条	その他	10
附 則		10
	【MCS 利用上の留意事項】	11
	メディカルケアステーション（MCS）利用申込フロー	13
	<b>MCS 利用申込書</b>	14
	<b>メディカルケアステーション利用に係る連携守秘誓約書</b>	15
	<b>多職種協働における個人情報使用同意書</b>	16
	業務情報保持に関する誓約書	18

# 上尾市における メディカルケアステーション（MCS）運用ポリシー

## 第 1 条 目的

この運用ポリシーは、上尾市において、使用される ICT システム「メディカルケアステーション（以下、MCS と記す）」、機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCS を適正に利用することに資することを目的とする。

## 第 2 条 法令及びガイドライン

MCS の利用者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、MCS を利用することとする。

- (1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- (2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版

## 第 3 条 利用申込

新たに MCS を利用する事業所は上尾市医師会（在宅医療連携支援センター）（以下、「拠点」と記す）に対して「MCS 利用申込書」及び「MCS 利用に係る連携守秘誓約書」を提出し、MCS の適正な運用に努めるものとする。

申し込みのできる事業所は医療と介護の協働に賛同し以下の条件のいずれかを満たす事業所とする。

- (1) 上尾市医師会に所属する医療機関
- (2) 上尾市に事業所のある歯科医療機関
- (3) 上尾市に事業所のある医療・介護関連の事業所(医療機関を除く)
- (4) 上尾市医師会に所属する医療機関が招待する上尾市外の医科・歯科医療機関および医療・介護関連の事業所(医療機関を除く)

別紙書式

MCS 利用申込書：＜様式第 1 号＞

MCS 利用に係る連携守秘誓約書：＜様式第 2 号＞

## 第 4 条 連携元事業所

患者（利用者）の情報共有を行う場合は、該当する患者（利用者）を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者（利用者）情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

自由グループの情報共有を行う場合は、該当する自由グループを管理する事業所が「連携元事業所」となり、情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

## 第 5 条 連携元事業所の責務

連携元事業所は、以下の業務を行う。

- （1）MCS のグループ登録（患者（利用者）、自由グループ）及び削除管理
- （2）MCS の各グループへの MCS 利用者の招待及び解除

## 第 6 条 患者（利用者）同意

連携元事業所は、MCS で患者（利用者）の情報共有を行う場合は事前に、患者（利用者）もしくはその家族と「多職種協働における個人情報使用同意書」を交わし、連携元事業所が保管するとともに、そのコピーを患者（利用者）もしくは家族に渡すものとする。ただし、既に MCS を利用している場合は、この限りではない。

別紙書式

多職種協働における個人情報使用同意書：別紙＜様式第 3 号＞

## 第 7 条 MCS 管理者の設置

事業所の管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS 管理者を設置し拠点へ届け出る。MCS 管理者は MCS の管理運用を行う。

なお、MCS 管理者が退職・異動・変更等により担当から外れた際は、速やかに拠点へ連絡するものとする。

## 第 8 条 MCS 管理者の責務

MCS 管理者は MCS の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- (1) MCS の患者（利用者）情報、個人情報等の管理全般
- (2) MCS で利用する IT 機器の管理
- (3) MCS の ID の管理
- (4) MCS の各グループへ招待された MCS 利用者の招待承認及び解除
- (5) MCS への事業所内スタッフ登録及び削除

## 第 9 条 スタッフ誓約書と教育

事業所の管理者は、MCS を利用する従業員と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、MCS 管理者及び MCS 利用者に対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

別紙書式

業務情報保持に関する誓約書：別紙<様式第 4 号>

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者（利用者）等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT 機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者（利用者）その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

## 第 10 条 MCS 利用上の留意事項

連携元事業所、MCS 管理者及び MCS 利用者は別紙【MCS 利用上の留意事項】に留意して、MCS を利用する。

## 第 11 条 MCS の管理 — 患者（利用者）グループ

「患者（利用者）グループ」については、以下の事項により管理することを推奨する。

- （１）患者（利用者）グループでは、1 人 1 人の患者（利用者）に関して、多職種協働を行う上で必要な患者（利用者）個人情報を含む多職種間のコミュニケーションを行う。
- （２）患者（利用者）グループの管理（設置、参加する多職種の登録・削除など）は、主治医、MCS 管理者、又はいずれかの指示を受けた多職種が行う。
- （３）患者（利用者）グループに、全ての患者（利用者）を登録する必要はない。
- （４）当該患者（利用者）の多職種協働に関係しており、信頼関係の確立している多職種のみを参加させる。
- （５）任意で、患者（利用者）・家族参加のグループを設置できる。
- （６）患者（利用者）が死亡した場合は、管理者が適切な時期に、患者（利用者）グループを保管リストへ移動する。
- （７）患者（利用者）・家族から、患者（利用者）グループの内容の完全削除の希望があった場合は、運営会社に削除を依頼する。
- （８）患者（利用者）グループの具体的な使い方に関しては、管理者を中心に、参加者の間で、事前に、取り決めをしておくことが望ましい。

## 第 12 条 MCS の管理 — 自由グループ

「自由グループ」については、以下の事項により管理することを推奨する。

- （１）自由グループでは、多職種間の情報交換・交流を行う。
- （２）自由グループでは、患者（利用者）の個人情報は扱わない。
- （３）自由グループの管理（設置、参加者の登録・削除など）は、職種の制限なく、自由に行うことができる。
- （４）自由グループの管理者は、そのグループの趣旨・使い方などを、参加者に伝える。
- （５）自由グループの管理者は、グループを、運用ポリシー、法令、公序良俗に反しないように、適正に管理する。

## 第 13 条 MCS の管理 — つながり

「つながり」については、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) つながりでは、1 対 1 のメッセージのやりとりを行う。
- (2) つながりで、患者（利用者）個人情報扱う場合は、情報漏洩に十分な配慮を行う。

## 第 14 条 ID・パスワードの管理

MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払って MCS 利用者個人が管理し共有しない。
- (2) 1 つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合 8 文字以上とし、定期的（最長で 2 か月に 1 回）に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

## 第 15 条 IT 機器のセキュリティ対策

IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上）を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト（Winny 等）をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCS の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理（MDM）サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で MCS 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) MCS 利用者個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。



## 第 16 条 内容の二次利用の原則禁止

「上尾市における MCS」の内容（テキスト、画像、各種ファイル等）の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど）は原則として禁止する。ただし、患者（利用者）の多職種協働のために直接利用する（「上尾市における MCS」の内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従事者に伝える、患者（利用者）・家族への説明に使うなど）目的の場合は、その内容の提供者が許可すれば、二次利用しても良い。事前に、参加者の間で、二次利用に関する取り決めをしておくことが望ましい。

「上尾市における MCS」の内容を、患者（利用者）の多職種協働に直接関係しない目的（勉強会・学会発表など）で使用する場合は、患者（利用者）グループの管理者及び内容提供者の許可を得た上で、患者（利用者）や内容提供者の個人情報漏洩しないように、抜粋や加工を行うなど、十分な配慮を行う。

## 第 17 条 掲載内容の配慮

掲載内容の配慮については、以下の事項により管理することを推奨する。

- （1）患者（利用者）・家族の体や家屋などを撮影する場合は、その都度、同意を得る。
- （2）他の施設から提供された情報提供書などの文書は、必要な部分のみを掲載する。その文書の提供元である施設が、「上尾市における MCS」への文書の掲載を許可しない方針である場合は、それに従う。

## 第 18 条 上尾市における MCS 施設管理者・利用者連絡網

MCS に、上尾市における MCS 施設管理者・利用者より成る自由グループを作成し、上尾市医師会（在宅医療連携センター）からの通知や相互の情報共有のために活用する。

## 第 19 条 上尾市医師会ホームページへの掲載

- （1）上尾市医師会のホームページに MCS 専用ページを開設し、「上尾市における MCS 運用ポリシー」を掲載し、住民及び MCS 管理者・利用者に対し、情報を提供する。また、MCS 利用施設のリストを掲載する。
- （2）上尾市医師会のホームページに MCS 専用ページを開設し、住民及び MCS 利用者へ向けた情報を提供する。また、利用施設及び掲載を希望する自由グループの情報等を掲載する。

## 第 20 条 災害時連絡手段としての活用

災害時には、人の生命の保護を優先する観点から、MCS を災害時連絡手段として利用するために、各施設の管理台帳に記載していない端末の使用を特別に許可する。運用の詳細は別途定める。

## 第 21 条 その他

その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

## 附 則

1. この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は令和元年 11 月 12 日から施行する。

## 【MCS 利用上の留意事項】

### 1. 連携元事業所

(1) MCS で患者（利用者）単位のグループを作り、それぞれの患者（利用者）ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者（利用者）単位のグループを作る。1つのグループで複数の患者（利用者）個人情報が入るような運用は避ける。

(2) 連携元事業所は、該当する MCS 利用者が担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者（利用者）グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者（利用者）グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

### 2. MCS 管理者

(1) MCS 管理者は、MCS を利用しなくなった患者（利用者）について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。

(2) MCS 管理者は、MCS の安全かつ適正な運用管理を図り、MCS 利用者の不正利用が発生した場合等は、その MCS 利用者の MCS の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。

(3) MCS 管理者も、以下に示す MCS 利用者の利用方法を遵守する。

### 3. MCS 利用者

(1) 情報セキュリティに十分に注意し、MCS の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。

(2) 患者（利用者）グループに招待を受けた MCS 利用者は、自分がその患者（利用者）グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。

(3) 各患者（利用者）グループへの書き込みは、その患者（利用者）に関することのみとし、別の患者（利用者）の情報を書き込まない。

(4) 各患者（利用者）グループへの書き込みは、MCS の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。

(5) MCS のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCS の個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。

(6) 自分が担当からはずれた時には、該当する患者（利用者）グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。

(7) 事業所を辞めた時など、MCS を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。

(8) MCS 利用者は、書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。

(9) MCS 利用者は、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。

(10) MCS 利用者は、MCS のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。

(11) MCS 利用者は、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡しその指示に従うこと。

#### 4. MCS 利用者の責任

(1) MCS 利用者は、自己の登録メールアドレス及びパスワードの不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を持つものとする。

(2) 登録メールアドレスやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、上尾市医師会（在宅医療連携センター）に故意又は重過失がある場合を除き、上尾市医師会（在宅医療連携センター）はいかなる責任も負わない。

(3) MCS 利用者は、MCS 利用者自身の自己責任において MCS を利用するものとし、MCS を利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負う。

(4) MCS 利用者は、MCS が医療や健康に関するものであることを十分認識し、自ら発信する情報はもとより、受信、閲覧、利用する情報について慎重に取り扱う。

(5) MCS 利用者は MCS において治療や診断、施術その他の医療行為を行うことはできない。

MCS の医療情報の利用の結果生じたいかなる損失に対しても上尾市医師会（在宅医療連携センター）は一切責任を負わない。

(6) MCS を利用して MCS 利用者が投稿したメッセージ等の情報に関する責任は、MCS 利用者自身にある。上尾市医師会（在宅医療連携センター）は MCS 利用者が MCS を利用して投稿したメッセージ等の情報の内容について、一切責任を負わない。

(7) MCS 利用者が他人の名誉を毀損した場合、プライバシー権を侵害した場合、許諾なく第三者の個人情報を開示した場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に違反する行為を行った場合その他、他人の権利を侵害した場合には、当該 MCS 利用者は自身の責任と費用において解決しなければならず、上尾市医師会（在宅医療連携センター）は一切の責任を負わない。

(8) MCS 利用者は、MCS 利用者が MCS を利用して投稿したメッセージ等の情報について上尾市医師会（在宅医療連携センター）に保存義務がないことを認識し、MCS 利用者が必要とするメッセージ等の情報については自らの判断でバックアップをとる。

(9) MCS 利用者は、在宅患者（利用者）が急変し、救急医療（緊急）等を要する場合には、MCS は使用せず、電話等で迅速に関係者へ患者（利用者）状態を伝達する。

# メディカルケアステーション（MCS）利用申込フロー

## 1. 上尾市医師会管内の医療機関・事業所等が初めて MCS を利用する場合

まずは、上尾市医師会ホームページより「事業所登録メールフォーム」を送信してください。事業所登録メールフォーム送信と合わせて下記の書類にご記入いただき、上尾市医師会在宅医療連携支援センター宛てに郵送してください。

### 医療機関・事業所等

- ①「MCS 利用申込書」の記入
- ②「MCS 利用に係る連携守秘誓約書」の記入
- ③ 講習会を受講するか、講習用ビデオを視聴



提出



### 在宅医療連携拠点

- ①「MCS 利用申込書」の受付・保管
- ②「MCS 利用に係る連携守秘誓約書」の受付・保管



## 2. 医療機関・事業所等の業務従事者による「業務情報保持に関する誓約書」の提出

### 医療機関・事業所等の業務従事者

「業務情報保持に関する誓約書」の記入



提出



### 医療機関・事業所等

「業務情報保持に関する誓約書」の受付・保管



## 3. 患者（利用者）による「多職種協働における個人情報使用同意書」の提出

### 患者（利用者）様

- 「多職種協働における個人情報使用同意書」の記入
- ※提出先→ ①医療機関へ提出
- ②患者（利用者）控え ※コピーを受取る



提出



### 医療機関（往診医登録の医師）

- 「多職種協働における個人情報使用同意書」の受付・保管
- ※コピーを患者（利用者）へ渡し、原本は医療機関で保管する



## MCS利用申込書

上尾市医師会

会長 伊波 潔 殿

本事業所において、メディカルケアステーションを利用した情報共有を行いたいので、連携守秘誓約書を添えて申し込みます。

西暦 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

事業所住所 〒 \_\_\_\_\_

事業所電話番号 \_\_\_\_\_

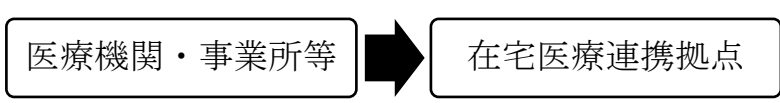
管理者名 \_\_\_\_\_

### 記

#### 利用者名簿

職 種	氏 名	メールアドレス

※ メールアドレスの共有は認められません。欄不足の場合は別紙使用可。



【提出先】 〒362-8588  
上尾市柏座 1-10-10 上尾中央総合病院内  
上尾市医師会在宅医療連携支援センター  
TEL・FAX：048-614-8875  
E-mail：mcs@ageomed.com

## メディカルケアステーション利用に係る連携守秘誓約書

上尾市医師会  
会長 伊波 潔 殿

### 第1条（連携情報保持の誓約）

私は、メディカルケアステーションを利用する事業所の管理者として、メディカルケアステーションを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「上尾市医師会メディカルケアステーション運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という。）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- ① 患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
- ② その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

### 第2条（連携情報の管理等）

- ① 私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように注意します。
- ② 私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用ポリシーに基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- ③ 私は、従事者に対して個人情報保護やIT機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

### 第3条（利用目的外での使用の禁止）

私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、かつ患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

### 第4条（退職後の業務情報保持の誓約）

私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

### 第5条（損害賠償）

私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

西暦 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

管理者署名 \_\_\_\_\_

医療機関・事業所等



在宅医療連携拠点

## 多職種協働における個人情報使用同意書

### (使用の目的)

- 1 自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養（医療）をサポートする医療関係者（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション）や福祉関係者（ケアマネージャー、デイサービス、訪問ヘルパー等）が、在宅で療養を受ける方の病状の変化及び医療・福祉行為の情報を共有することで、その質の向上と充実を図ることを目的とします。

### (インターネット等での情報共有)

- 2 自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養（医療）をサポートする他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、ケアマネージャーや介護関係者が連携を図る目的で、適切と認める通信手段（医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」(MCS) \*を含む) を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。

\*メディカルケアステーション（MCS）は、株式会社日本エンブレースが提供する医療介護専用のコミュニケーションシステムで、以下のような特長があり、必要に応じて利用する場合があります。

- ・医療介護従事者の連携を円滑に図るために、医療介護専用開発されたシステムです。
- ・医療介護ならではのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型のシステムです。
- ・災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されたシステムです。

### (使用にあたっての条件)

- 3 個人情報の共有は、前述した目的の範囲内で必要最小限の関係者及び内容にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。  
在宅医療連携システムで管理する個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。  
患者及びその家族に利用料金がかかることは一切ありません。

### (共有される情報について)

- 4 共有される情報については、以下のとおりです。
  - 患者氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号
  - 病歴、病名
  - 使用している薬剤
  - 日々の状態（連携者の訪問情報）
  - 紹介元医療機関、入院希望医療機関
  - 受診している医療機関
  - 利用している介護保険サービス
  - レントゲン等の画像
  
  - 褥瘡等の身体画像
  - その他、医療・介護に付随する情報



**(患者が有する権利)**

5 患者及びその家族は、当施設の保有する個人データについて以下の権利を有しております。

- ① 当該データの利用目的の通知を求める権利
- ② 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
- ③ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
- ④ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

**(問い合わせ先)**

6 当施設の保有する個人データについてのお問い合わせ先は、下記の担当者までご連絡願います。

氏 名 ( )

連絡先 ( )

西暦 年 月 日

私は、上記事項について説明を受け、いずれも同意します。

<患者>

署 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

<家族>

署 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

<説明者>

事業所名 \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

患者 (利用者)



医療機関

# 業務情報保持に関する誓約書

事業所名称：

管 理 者： 殿

## 第1条 業務情報保持の誓約

私は、貴事業所の業務の従業者として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます。）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含みます。）を遵守するとともに、以下の情報（以下、「業務情報」といいます。）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

- ① 患者（利用者）、患者（利用者）の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
- ② その他貴事業所内で知り得た情報（患者（利用者）、患者（利用者）の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます。）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

## 第2条 情報の管理等

- ① 私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を貴事業所の許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。
- ② 私は、貴事業所から貸与を受けた機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません。）以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器以外の機器に情報を保存しないものとします。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- ③ 私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり、不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

## 第3条 利用目的外での使用の禁止

私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者（利用者）その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

## 第4条 退職後の業務情報保持の誓約

私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

## 第5条 損害賠償

私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

西暦 年 月 日

住 所： \_\_\_\_\_

署 名： \_\_\_\_\_

業務の従業者



医療機関・事業所等